

水道情報

★水道メーターの検針にご協力を！

水道メーターの検針は2カ月に1度、偶数月に行っています。
4月15日（土）から約2週間、検針員が水道料金4・5月分の水道メーターの検針に伺います。検針をスムーズに行うことができるように、ご協力をお願いします。



メーターボックスの上に物を置いたり、車を止めないようにしてください。



樹木や草の伸びる季節には、メーターボックス付近は短めに刈りこんでください。

愛犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所に必ずつないでください。



メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。

問い合わせ先……北勢庁舎 水道総務課 ☎72-3516 FAX72-2260

下水道情報

★来年度から下水道事業の受益者負担額が統一されます

現在の受益者負担額は、経過措置として旧町ごとに合併前の条例による額を適用していますが、平成19年度から市内統一で30万円（いなべ市公共下水道事業受益者負担に関する条例第5条）になります。

問い合わせ先……北勢庁舎 下水道課 ☎72-3515 FAX72-2260